令和８年（フ）第１３６７号
横浜市都筑区佐江戸町2099番地　嶋村マンション302号室
債務者　佐藤かおり
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４２８号
横浜市港南区上永谷３丁目15番25号　サンハイツ上永谷Ｂ棟201号室
債務者　永塚久瑠美（旧姓奥山）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６５５号
横浜市戸塚区汲沢４丁目35番23―304号
債務者　伊熊　美紀
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６６８号
横浜市港北区新横浜１丁目26番地14　フェニックス新横濱イクシール616
債務者　石田　裕子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６７９号
横浜市鶴見区上の宮２丁目17番38号　グリーンウッド菊名207号室
債務者　明立　理沙
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６８９号
横浜市旭区二俣川２丁目10番地１　朝日プラザ二俣川Ⅱ　104
債務者　山本　静香
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７００号
横浜市南区宿町２丁目42番地２　エーデル南304
債務者　高山　春子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７５０号
横浜市金沢区大道２丁目１番３号　パルデンスアライＢ棟101
債務者　白鳥　智美
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３１号
岡山市中区雄町441番地14　コーポ雄町101号室
債務者　寺尾佳津江
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６７号
岡山県赤磐市可真上220番地
債務者　志賀　純子（旧姓中森）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３９号
大分市東春日町７番13号　外苑レジデンス603
債務者　鬼塚　賢吾
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３７９号
大分市三川下１丁目４番18号
債務者　堀　　恭介
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１０号
大分市牧２丁目１番38号　牧12矢野ビル402
債務者　今井　　紀
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１５号
大分市金池町４丁目５番11号　スカイライフ金池１Ａ
債務者　川野　由美
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１号
沖縄県名護市字宇茂佐1712番地11　メゾンニューウェーブ１―203号
債務者　山城ひとみ
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第４６号
沖縄県名護市大北五丁目23番１－３－204号県営大宮高層住宅
債務者　親泊　良美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　那覇地方裁判所名護支部